

新潟県公安委員会規則第12号

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年8月8日

新潟県公安委員会

委員長 櫻井 香子

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則（昭和49年新潟県公安委員会規則第1号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
種別	本部長が専決できる事務	種別	本部長が専決できる事務
（略）		（略）	
道	(1)～(142) (略)	道	(1)～(142) (略)
路	(143) <u>道路交通法施行規則第24条第12</u>	路	(143) <u>道路交通法施行規則第24条第8</u>
交	<u>項</u> の規定による技能試験を行う警察職	交	<u>項</u> の規定による技能試験を行う警察職
通	員の指定	通	員の指定
法	(144)～(223) (略)	法	(144)～(223) (略)
関		関	
係		係	
（略）		（略）	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。